

2022年度

危機管理マニュアル
学校安全計画
いじめ防止基本方針

育英西中学校・高等学校

目 次

I 学校における安全管理	1
II 学校管理下における事故発生時の対応	3
III 火災発生時の対応（地震・水害・大雪等を含む）	6
IV 新たな事態への対応	9
V 交通事故発生時の対応	10
VI 伝染病・食中毒発生時の対応	11
VII 不審者侵入時の対応	12
VIII 修学旅行等における緊急時の対応	16
IX 心身の悩みへの対応	18
X いじめ等への対応	19
XI セクシャル・ハラスメントへの対応	22
XII 緊急保護者会の開催	23
XIII 報道関係者への対応	24
XIV 学校安全計画一覧表	25

2022年度 学校安全計画

学校の危機管理

学校における正常な教育活動が何らかの理由で阻害されることのないように、予想される危機を未然に防止する。あるいは、その被害を最小限に食い止めるための措置に努め、生じてしまった事故や事件に対する前後策を講ずる。

危機管理の指揮権

<基本的指揮権>

危機発生時において適格な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選出しておく必要がある。指揮権とは、日常の学校業務において命令・指示権を持つ者で、校則に定められている職務者を指し、順位としては次の各号通りとする。

- ① 校長
- ② 副校長
- ③ 教頭
- ④ 生徒指導部長

専任された者はこのマニュアルの対応を基準に、生徒・教職員の生命の安全を最大の目的として、このマニュアルに記載されている対応を規範に的確な指示を職員に伝えること。

I 学校における安全管理

学校は教育の場として、成長過程にある生徒が、家庭について長時間を過ごす集団生活の場として、常に安全で健康的な環境が維持されなければならない。学校における安全管理は、事故の要因と学校環境や生徒の生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、不幸にして事故が発生した場合には、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、生徒の安全確保を図るようにすることであり、安全指導と表裏一体の活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。このための学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、事故発生時の措置及び通学の安全管理などを年間計画に基づいて、適切に行う必要がある。

1. 安全管理の内容

事故は人的要因と物的要因との双方に適正を欠いた状況の下に発生するものと考えられる。事故発生の経緯を考察すると、その原因として、いずれか一方だけが指摘されることはまれであり、多くは生徒の行動と施設との相関関係において発生していることに留意する必要がある。生徒は、危険に対する判断力が未発達であるため、その動作・行動が予期せぬ事故を招いていることが多い。このことは、生徒の生活における危険は、質・量とも成人に比較にならないほど大きいことを意味している。したがって、学校施設・設備の安全管理は、生徒に対する直接的な行動規制としての生活管理及び危険に対する判断能力の育成のための安全学習・安全指導と関連づけることが大切である。また、学校施設・設備の状態は、時間の経過及び自然・人為的作用によって、常に流動的であることから、使用方法によっては、「昨日は安全であった」からといって「今日も安全である」とは言えないことに留意し、学校施設・設備の安全管理は計画的・継続的に行われる必要がある。

2. 学校施設・設備の安全管理の機能

学校安全の中で安全管理は、次のような機能を有するものと考えられる。

- (1) 学校施設・設備の中に潜在している危険を早期に発見し、それに対して 事前指導を講ずることで事故の防止を図り、安全な教育活動を確保すること。
- (2) 地震・豪雪・台風等の異常な自然現象及び火災の災害に備えて、人的・物的被害を最小限に食い止めるとともに、生徒の安全を確保するための環境条件を整備すること。
- (3) 事故の直接的・間接的原因がその時の生徒の心理状態による場合もあることから、生徒が安全について必要な事柄を理解し、これらの日常生活に適用して、安全な行動ができるような雰囲気づくりをしていくこと。

3. 学校施設・設備の安全管理の対象

学校施設・設備の安全管理は、校舎内外の施設・設備のすべてについて行う必要がある。

4. 安全管理に関する事項

(1) 生活安全

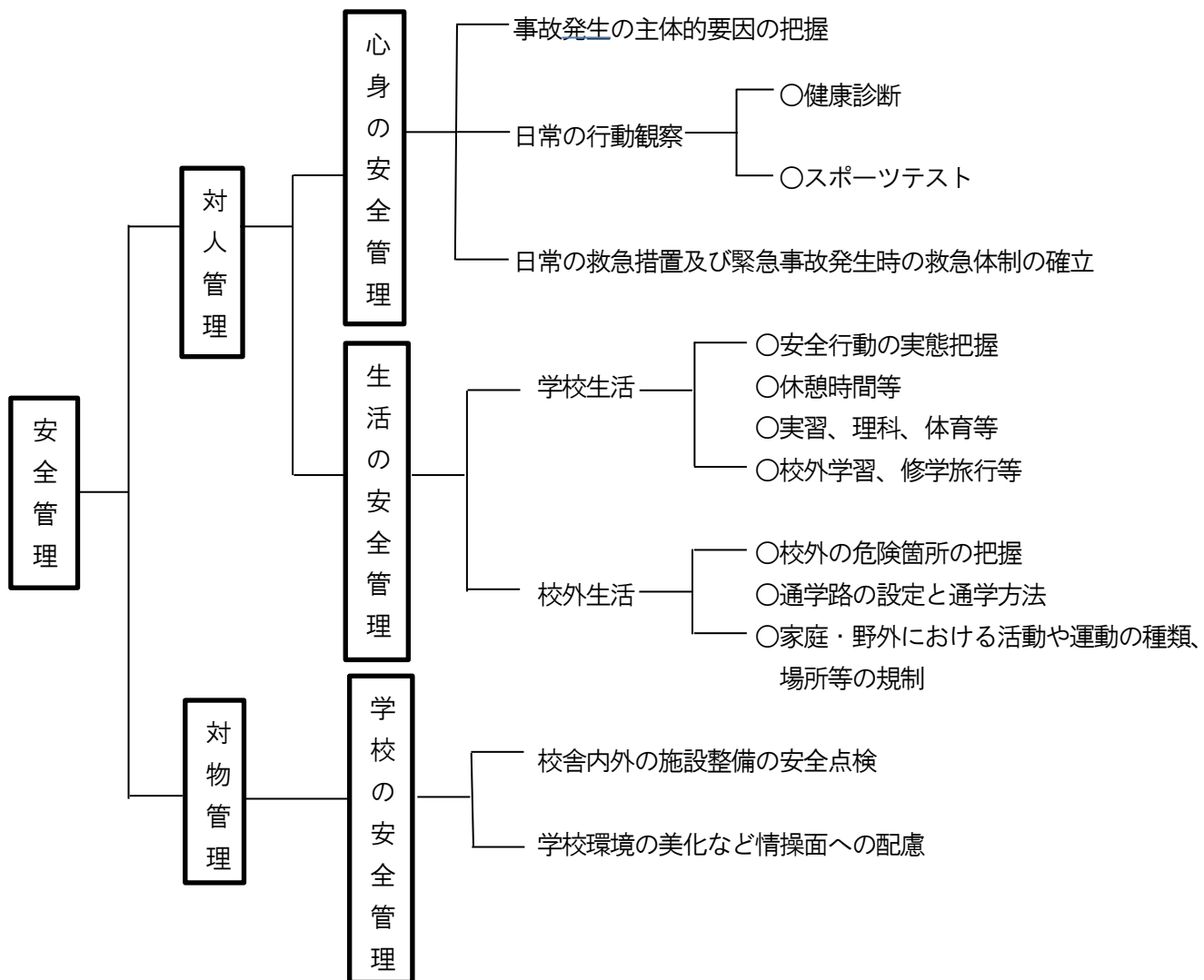
- ① 施設・設備の安全点検
- ② 各教科、学校行事、部活動、休憩時間、その他の学校生活の決まり・約束等の設定
- ③ 安全に関する意識や行動、事故災害の発生状況の調査
- ④ その他の必要事項

(2) 交通安全

- ① 通学路の設定と安全点検
- ② 通学に関する安全の決まり・約束等の設定
- ③ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況の調査
- ④ その他の必要事項

(3) 災害安全

- ① 防災のための組織づくり
- ② 避難場所・経路の設定と点検・確保
- ③ 防災設備の点検
- ④ その他の必要事項



Ⅱ 学校管理下における事故発生時の対応

学校内の救急処置の共通認識＊基本原則＊

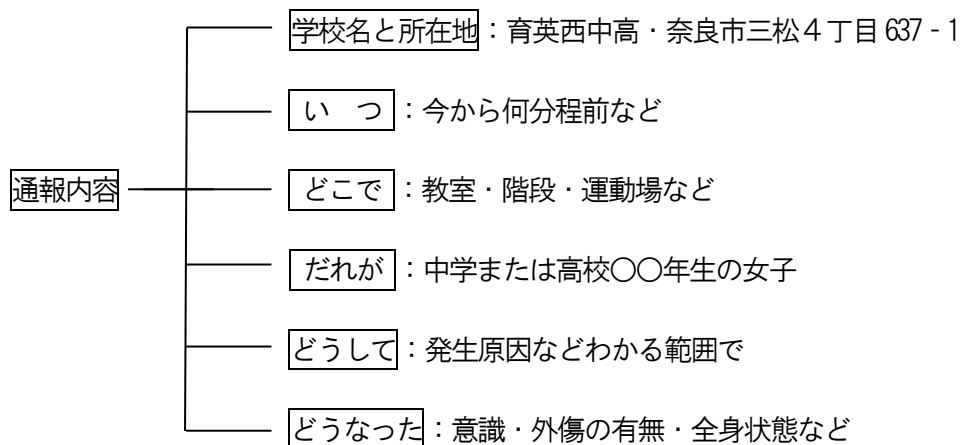
- (1) 学校での救急処置は次の2点に限定されるものである
 - ①医療機関または保護者へ引き渡すまでの応急手当の範囲であること。
 - ②一般医療の対象とならないような軽微な傷病の応急手当であること。
(継続的な処置は学校では行わないこと。)
- (2) 保健室等での休養は原則として1時間を限度とする。休養しても回復の見込みのないものは、HR担任・学年と相談の上、家庭に連絡して適切な処置を構ずる。
- (3) 医師の診断を阻害するような処置は避け、特に投薬などはやむを得ない場合に限る。また投薬に関しては保護者の了解を得ておこなうこと。

医療機関を利用する場合の手順

1. 救急処置を行い医療機関へ連絡する。
2. 担当者は直ちに校長（副校長・教頭）、学級担任に連絡する。
3. 担任またはその代理者は、保護者に連絡をする。希望する医療機関がある場合は、状況が許される範囲でその医療機関へ移送する。希望がなければ学校から近い専門医に移送し、医療機関名を伝え、出来るだけ保護者に来てもらう。（保険証持参を依頼）
4. 医療機関への移送は、タクシーとする。やむを得ず個人の車を使用する場合は必ず校長（副校長・教頭）の許可を得る。
5. 受診結果は必ず校長（副校長・教頭）、保護者に報告する。
6. 養護教諭は日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の手続きをする。

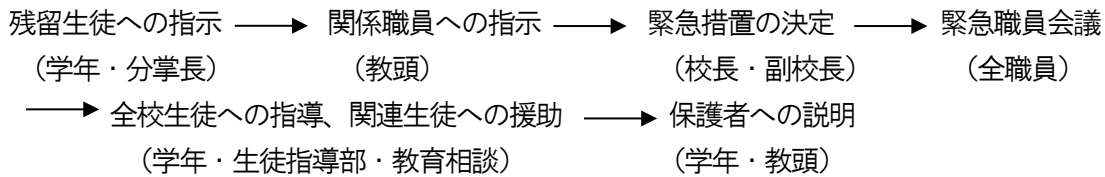
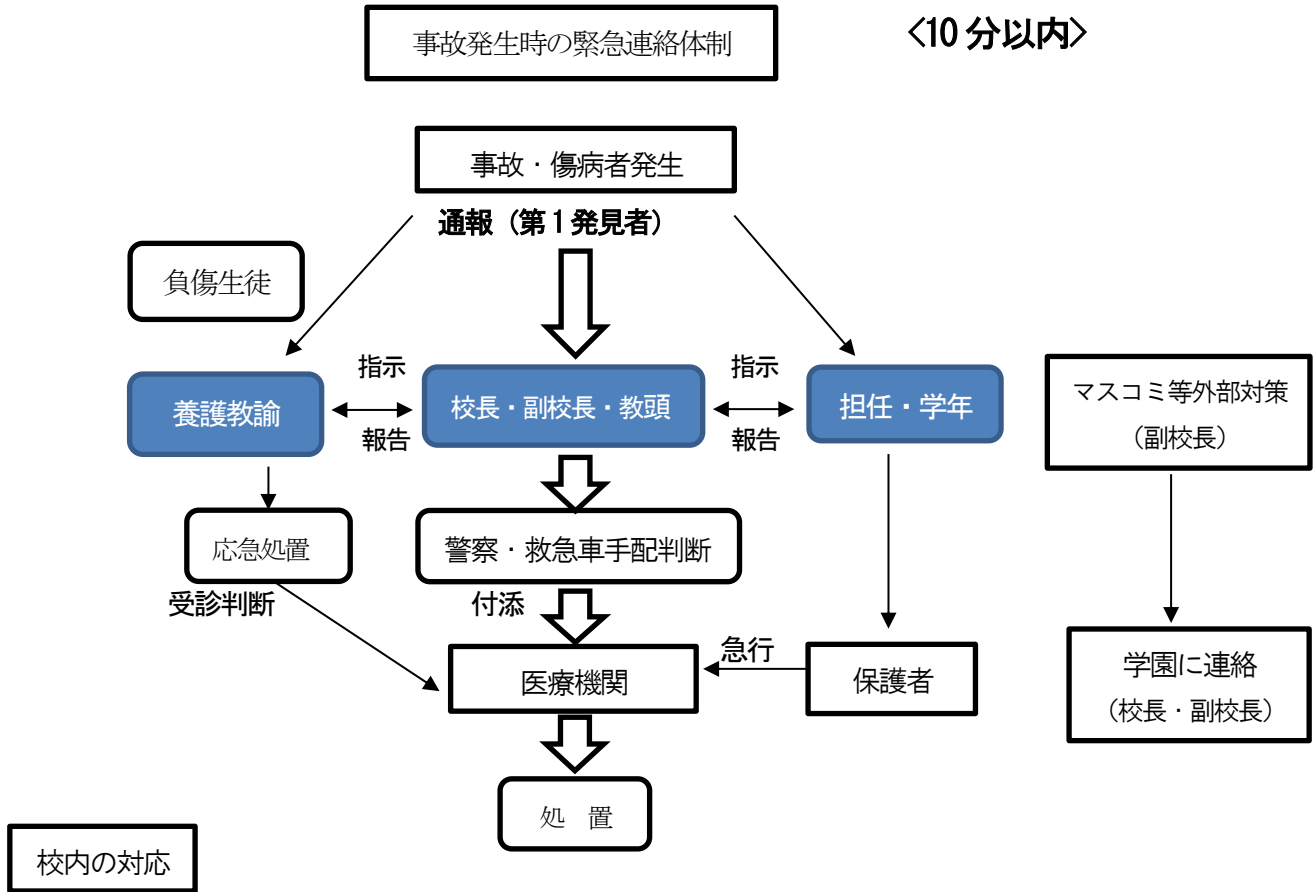
救急搬送が必要な場合

1. 校長（副校長・教頭）に救急車要請について指示を仰ぐ。
2. 119番通報。



事故発生時の緊急連絡体制

<10分以内>



※暴力等の場合 加害者の保護者と被害者家庭を訪問、事情説明する。
 場合により加害者の保護者に謝罪・見舞の助言。(担任・学年主任・関係分掌)

- | | | |
|----------|---|------------------|
| <学校医> | 内科：有山診療所（生駒市高山町） | TEL 0743-78-0075 |
| | 眼科：植田眼科（生駒駅前） | TEL 0743-73-4515 |
| | 歯科：有山歯科（西大寺国見町） | TEL 0742-45-7357 |
| <近隣の専門医> | 山内整形外科（整形外科・内科） | TEL 0742-41-4040 |
| | 西奈良中央病院（外科・内科・整形外科他） | TEL 0742-43-3333 |
| | 河本眼科（眼科） | TEL 0742-45-0363 |
| <タクシー> | 近鉄タクシー | TEL 0742-45-0096 |
| <緊急連絡> | 救急車 119 / 奈良市中央消防署 0742-22-7051 / 奈良西警察署 0742-49-0110 | |

◎ 救急処置

教職員は、登校した生徒の健康管理・保健教育には重大な責任を持っている。生徒の予期しない事故に遭遇した場合には、当該及び関連生徒に対し、その被害を最小限に押さえ、かつ「心のケア」に留意する。

1. 急病人・事故発生時は、校医その他の医療機関と連絡をとり、速やかに適切な処置をする。その際経過と時刻をメモしておくことが大切である。
2. 次のような症状は危険な兆候として副校長・教頭が救急車を要請する。

<救急車要請基準>

- ① 意識喪失の持続するもの
- ② ショック症状の持続するもの(呼吸困難・脈拍微弱・血圧低下等)
- ③ けいれんの持続するもの
- ④ 激痛の持続するもの
- ⑤ 多量の出血を伴うもの
- ⑥ 骨の変形を起こしたもの
- ⑦ 大きな開放創のあるもの
- ⑧ 広範囲の火災を受けたもの

3. 保護者には、担任・学年を通じて速やかに連絡をとる。連絡内容は次のようなことに留意する。

<保護者への連絡>

- ① 相手に動揺を与えないように沈着冷静に話す
- ② 事故の経過と生徒の状況を簡潔に話す(メモを見る)
- ③ 学校のとった処置を正確に話す(私見や想像を入れない・メモを見る)
- ④ どの病院がよいか聞く(メモをとる)
- ⑤ 生徒を引き渡す場所を相談する

生徒の場合、親権者の同意を得ないと、診断を受けさせることはできない。傷病があまりにも重篤であり、保護者の連絡がつかず同意が得られなくとも医師の診療行為は違法とはならないが、少なくとも管理職(校長・副校長・教頭)の了解を得る。

4. 救急車以外の場合、移送車にタクシーを用いる。公用車や教員の自家用車での搬送はできるだけ避ける。これは、疾病者の観察・処置に重点を置き、交通事故などの危険と自己責任を回避するためである。

<移送中の観察・注意事項>

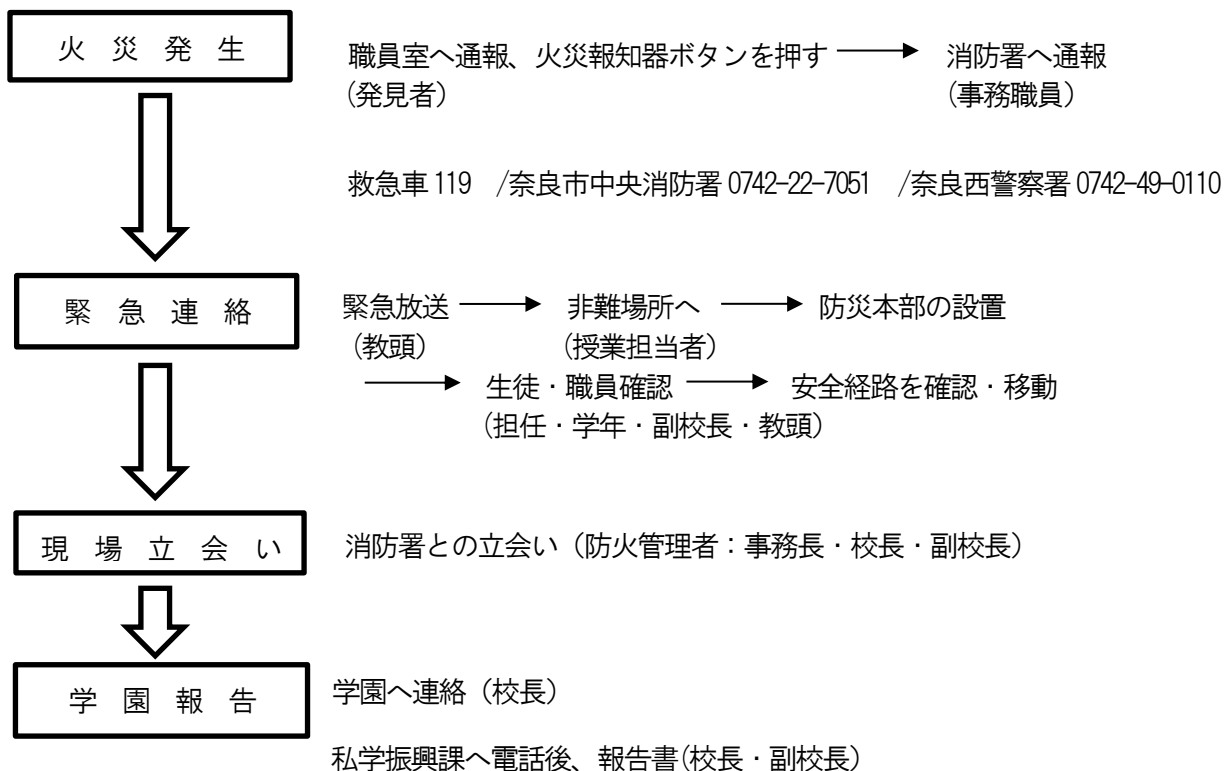
- ① バイタルサイン(呼吸、脈拍、顔色)に注意する
- ② 創傷のある場合、患部の観察をする(出血、腫脹、変形など)
- ③ 疾病者に楽な姿勢をとらせる
- ④ 疾病者に状態を聞く(気分、痛みなど)
- ⑤ 疾病者を励ます(声かけをする)

※急性ストレス反応の場合の声かけ

○「先生がついている」 ○「安心して」 ○「大丈夫だ」などはよいが「がんばれ」は禁句

5. 事故発生の関係者は、直ちに原因について調査し、指導にあたる。
6. 場合によっては、校長・教頭が直ちに病院へ行き、HR担任や顧問に指示する。

Ⅲ 火災発生時の対応（地震・水害・大雪等を含む）



※生徒を帰宅させる場合

- ①家庭または保護者勤務先への連絡（担任・学年）
- ②安全経路の確認（地震・水害・大雪等）
近鉄電車・奈良交通バス等の各駅・各停留所の交通情報（生徒指導部 他）

◎ 災害発生時における応急措置

1. 生徒の安全確保

- (1) 生徒の在校時に発生した場合は、災害の状況に応じ、生徒を安全な場所へ避難させる。また、登・下校途上及び校外の学校行事の際の安全確保等に万全を期する。
- (2) 生徒の被害が発生した場合は、医療機関等との連絡、応急の救済・手当等適切な措置を講ずる。
- (3) 生徒の在校時以外に発生した場合は、生徒・保護者の安否の確認等、情報収集・伝達に努める。

2. 臨時休業の措置

平常通りの登校または授業を継続して行うことにより、生徒の安全確保に支障を来す恐れがある場合、校長は臨時休業の措置をとる。

3. 応急教育に関する措置

- (1) 軽微な被害の場合、応急修理で授業を実施する。全面的に使用不可能だが短期に復旧できる場合、臨時休業し自宅学習とする。復旧が長期にかかる場合、公的施設あるいは仮設校舎等の使用の措置を講ずる。
- (2) 応急教育の実施にあたっては、被害程度・教育の場所・教職員の状況により、臨時のホームルーム編成、日課時間の編成、指導計画、担任計画を作成する。長期の場合は、連絡方法、自宅学習の方法等に必要な措置を講ずる。

4. 生徒の安全・保健衛生に関する措置

- (1) 建物内外の安全点検と修理等を行う。
- (2) 建物内外の清掃、飲料水の浄化と伝染病を予防する。防疫用薬剤や器材を確保する。

5. 被災した生徒等の健康管理

被害後、外傷後ストレス障害等、心身の健康状態について把握する。また、被災により精神的に大きな傷害を受けた生徒への心の健康相談等を行う。

火災発生

認知・確認・情報発信

認知者

校長・副校長・教頭

近隣教員

生指部長・全教職員へ協力要請

指令塔

誰もがなり得る心づもりを

- ・状況の概要把握（現場の状況・負傷者の有無）
- ・校内外への発信事項の選定
- ・役割分担の指示（指令塔は常に情報収集、全体把握と全体指示に徹し、自ら連絡係にならないこと。）

校内対応（非常ベルの停止）

外部通報・連絡（同時に複数箇所へ）

校内放送

- ・どこで、何が、どうなった
- ・避難方法（持ち物）
- ・避難経路
- ・避難場所（発生場所から当座ける）

避難開始、誘導、完了

（自分で非難できるかどうかの選定し、介助が必要な者がいれば協力者を養成）

避難者全員の健康観察（避難場所にいる者）

- ・外傷の有無
- ・顔色
- ・緊張と動揺の程度

救護（救急措置・AED・応急措置）

消防署(119番)火事 or 救急

警察署(110番)

あすか美装(0742-26-6277)

緊急対策本部の設置（校長・副校長・教頭・生指部長・教務部長・学年主任・養護教諭等）

- 情報収集 ●事実整理 ●今後の対応方針の決定 ●役割分担の決定

負傷生徒の保護者への連絡

警察署(110番)

学園への連絡・対応

(SCの要請)

外部機関への連絡・対応

- ・消防署
- ・警察署
- ・あすか美装

マスコミ対応

臨時職員会議

- 情報の共有
- 役割分担
- 留意事項の確認

組織的な対応

- ・負傷生徒
- ・負傷生徒の保護者
- ・他の生徒
- ・保護者
- ・地域の関係機関
- ・報道機関

「報告・連絡・相談」の徹底

- ・継続した心のケア（SCとの連携）
- ・誠意ある態度での対応
- ・経過の連絡と理解
- ・正確な情報提供と支援要請
- ・窓口の一本化と誠意ある対応

再発防止への取り組み

学園への報告書の提出

関係機関との継続的な連携

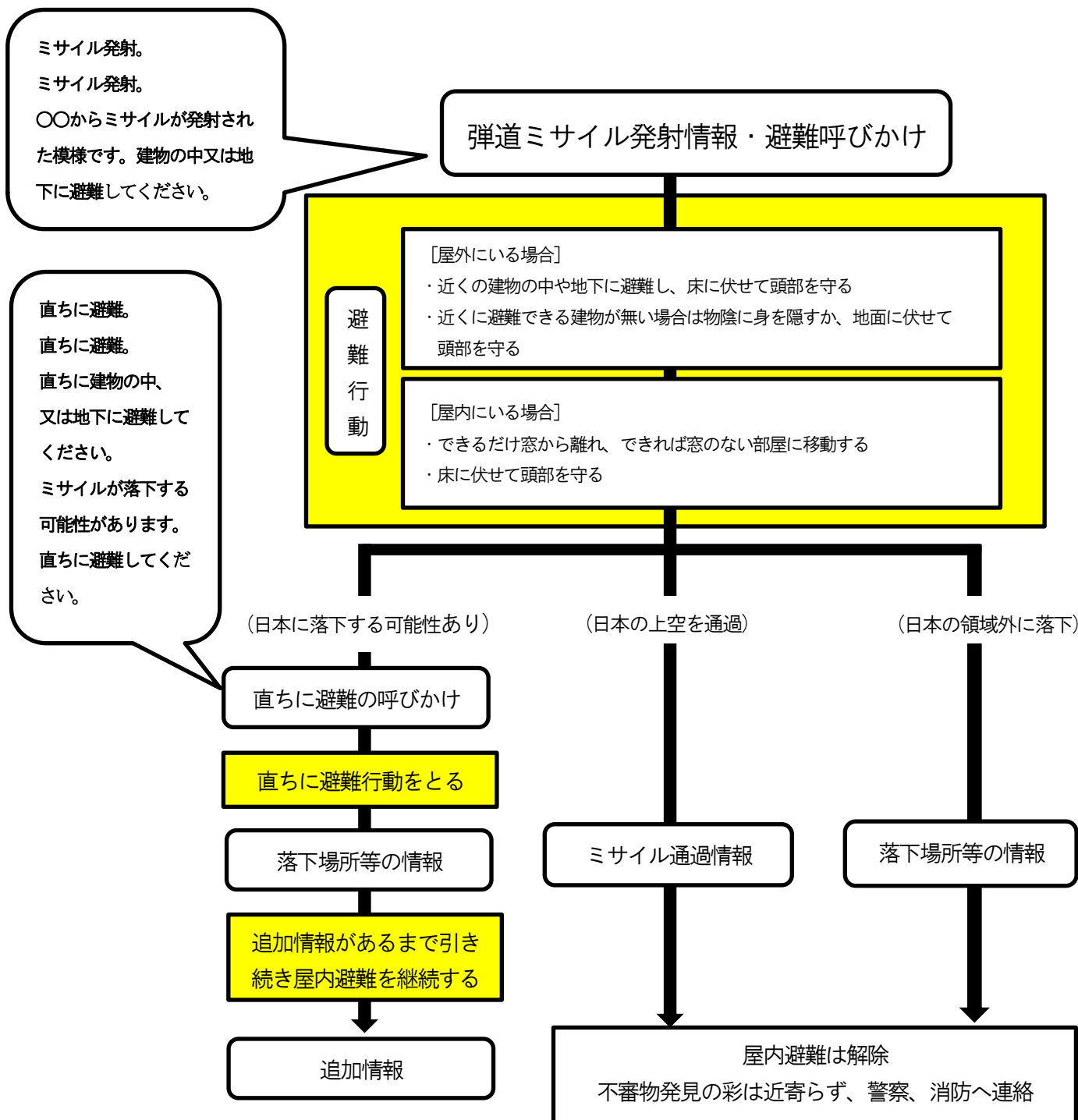
IV 新たな事態への対応

1. 弾道ミサイル発射に係る対応

弾道ミサイルが発射され日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。

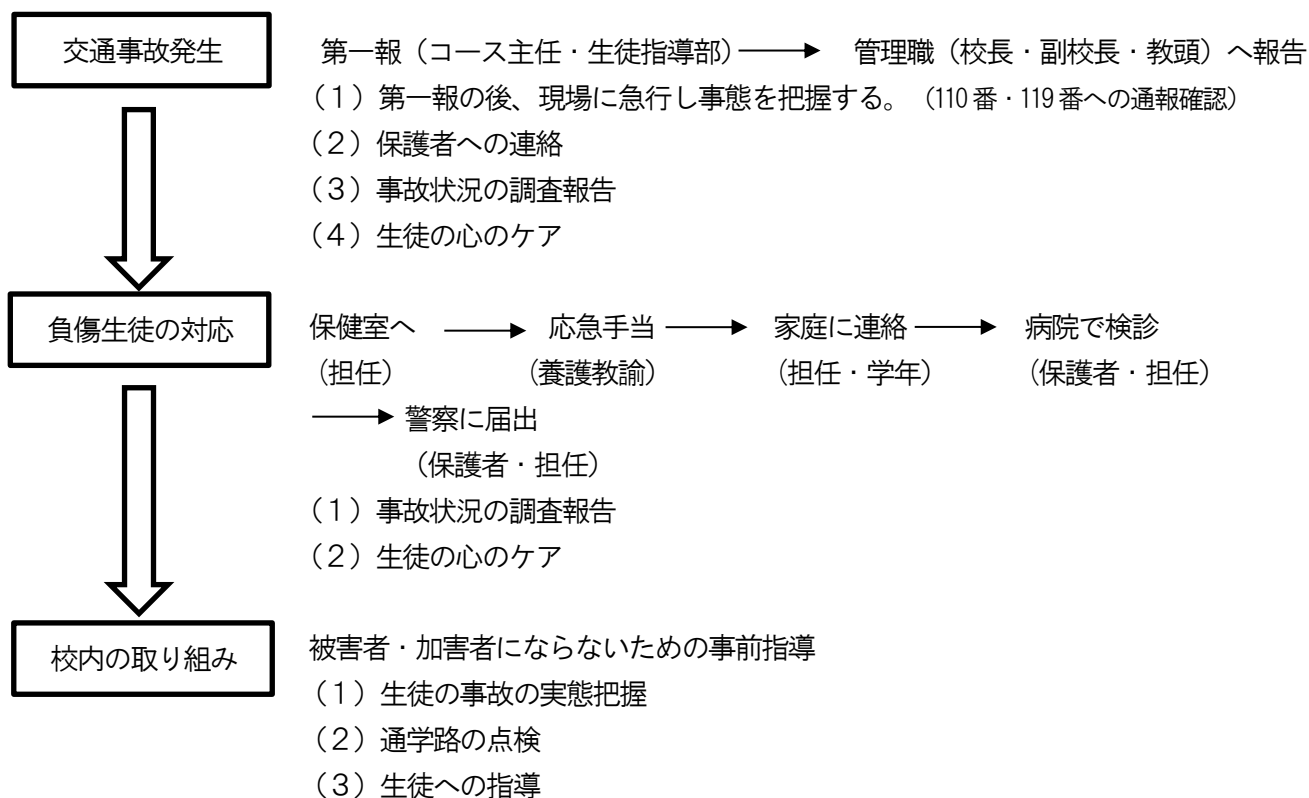
これを受診した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて携帯電話等のエリアメール・緊急速報メールが配信される。

Jアラートによる情報伝達と非難行動

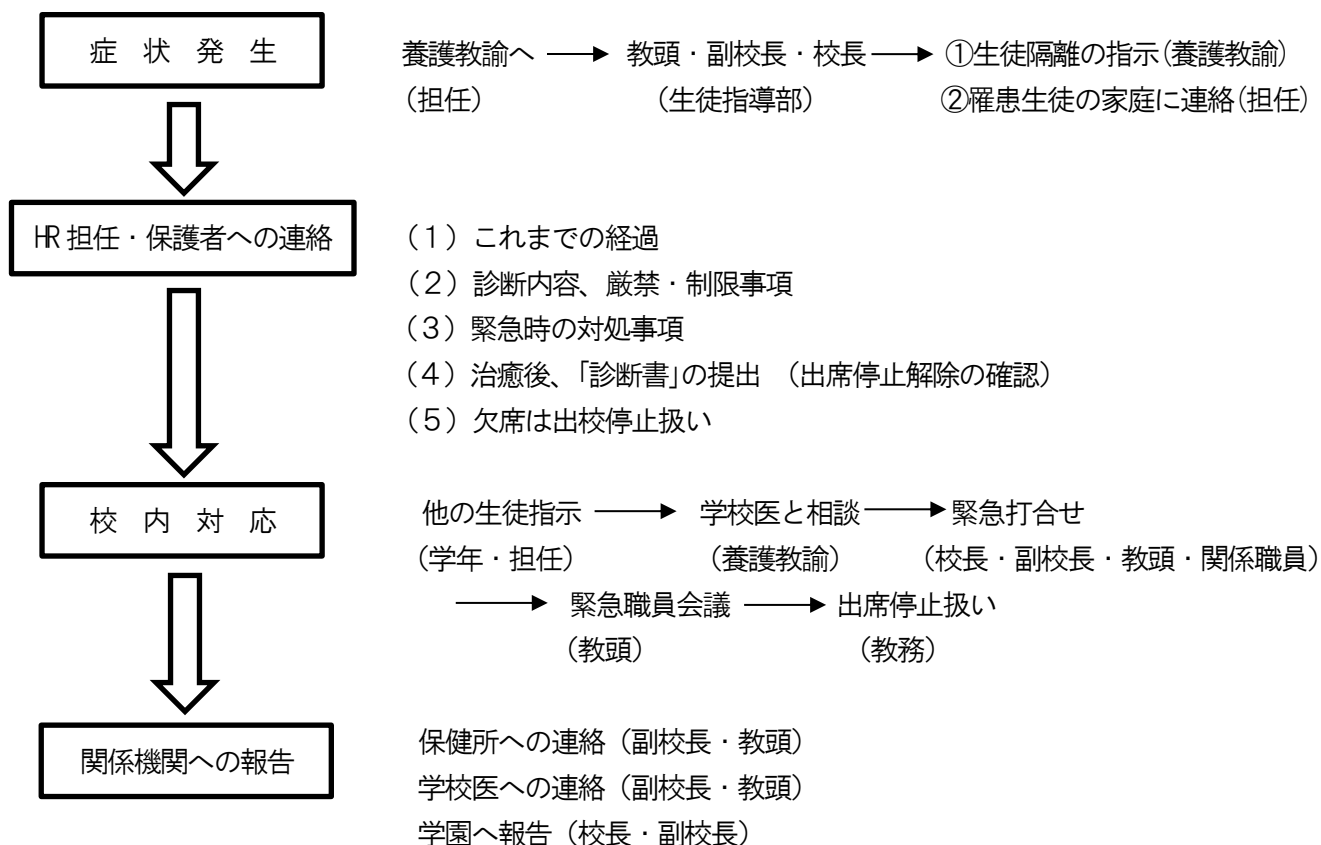


V 交通事故発生時の対応

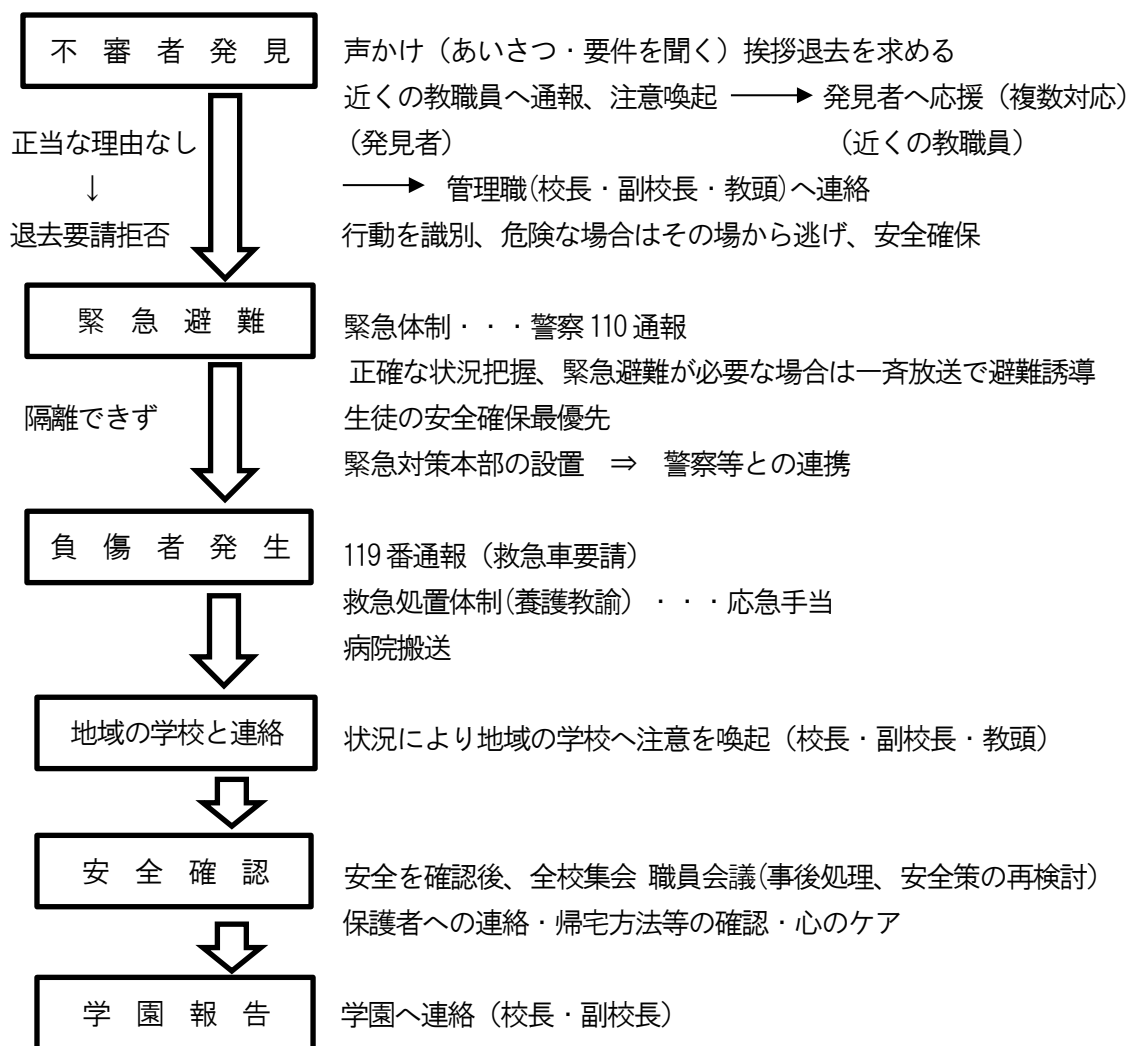
(管理下、管理外)



VI 伝染病・食中毒発生時の対応



VII 不審者侵入時の対応



◎ 不審者侵入への安全管理

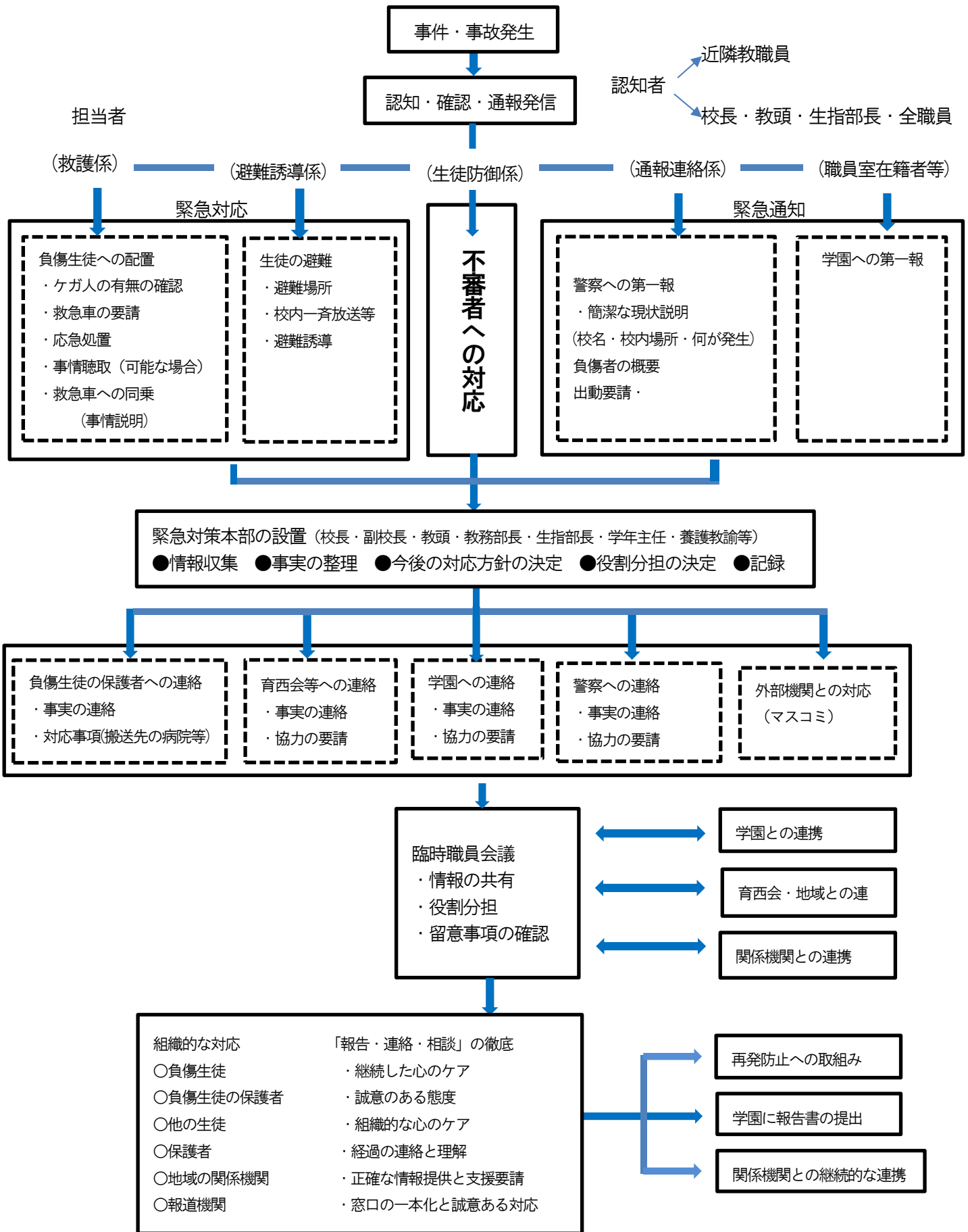
1. 対策事項

- (1) 出入り口での不審者を識別する。
- (2) 校舎の巡回等により不審者の発見に努める。
- (3) 校内に不審者が立ち入った場合の迅速な連絡、注意喚起、緊急避難の共通理解と指導を徹底する。
- (4) 地域、関係機関等との連携をとる。
- (5) 登・下校時の通学路、学区内の安全確保をおこなう。

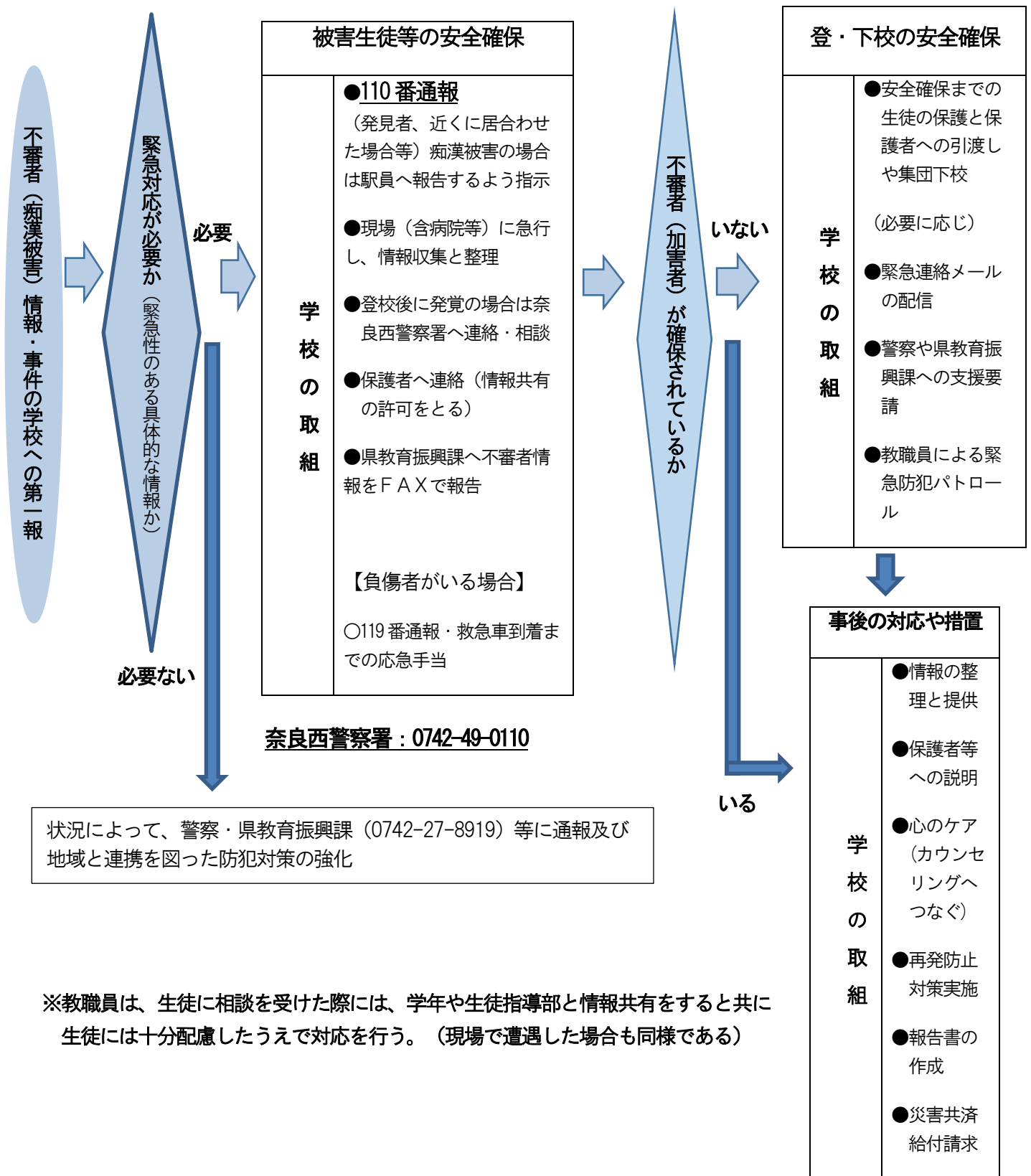
2. 対応策

- (1) 来訪者に用件、会社名、氏名、在校時間帯を記入させ、名札を着用させる。
- (2) 校内を教職員が巡回し、状況を報告する。
- (3) 不審者がいる場合、その者の行動を識別し、危険な場合はその場から逃げ、安全を確保し、迅速な連絡をする。緊急避難が必要な場合は、連絡をとり、指示に従って放送によって避難させる。
- (4) 警察及び地域の学校等と連携をとる。
- (5) 必要以外の時間帯は、門扉、出入り口等を閉じ、施錠などにより安全を確保する。
(※警備が不在で校舎・体育館を使用するは、正門を閉じておく)

不審者による事件・事故発生時の緊急対応マニュアル



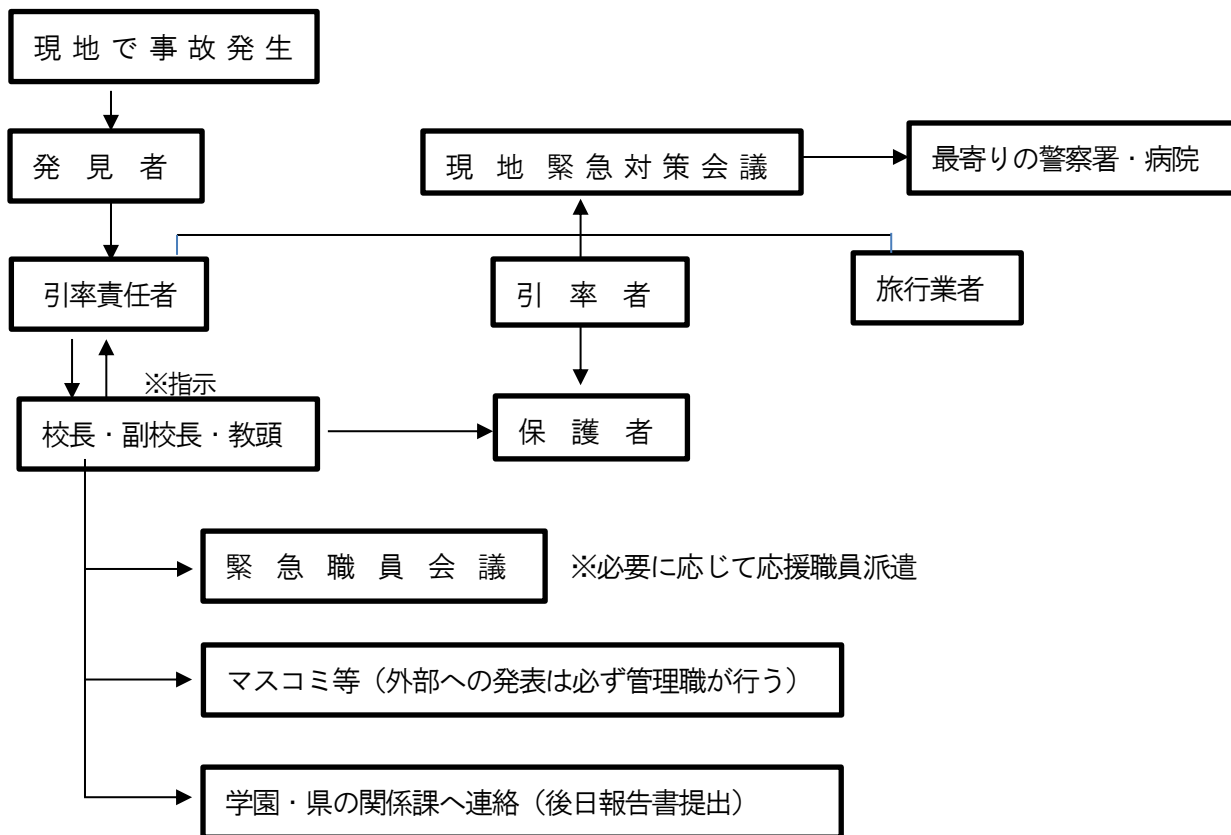
登・下校時における不審者（痴漢被害等）の緊急事態発生時の対応



※教職員は、生徒に相談を受けた際には、学年や生徒指導部と情報共有をすると共に生徒には十分配慮したうえで対応を行う。（現場で遭遇した場合も同様である）

VIII 修学旅行等における緊急時の対応

1. 対応フローチャート



2. 修学旅行等の学校管理

修学旅行は、出発から帰宅までの全部が学校管理下にある

3. 事故防止の事項

- (1) 事前の安全指導
- (2) 経路や交通機関の確認
- (3) 宿泊施設や見学先の安全性の確認・点検
- (4) 気象状況への留意
- (5) 交通事故情報への留意
- (6) 保健衛生への配慮

4. 想定される緊急事態

食中毒、盗難、病気、怪我、交通事故、誘拐など

(1) 対応の原則

「報告」「連絡」「相談」の徹底

(2) 集団生徒引率のポイント

- ①生徒の安全確保
- ②集団行動の計画どおりの実施
- ③生徒指導の敏速な対応処置

(3) 災害発生時の教職員の心構え

- ①人命尊重を最優先する
- ②本部(校長)の指示に従う
- ③弱い生徒をかばって行動する

5. 生徒への指導事項等

- (1) 指揮命令系統を遵守する。
- (2) 校長に情報を集約し、生徒の状況(特に生徒数)を正確に報告する。
- (3) 簡潔明瞭な指示をする。
「火災(地震)発生、先生の指示に従え」「順番に、急ぎ足で、口をとじろ」
- (4) 態度は沈着、行動は迅速に。
- (5) 生徒から不安感を取り除く言葉がけをする。
「先生はここにいるぞ、安心しろ」「大丈夫、先生がついている」
- (6) 心身の障害のある生徒の安全管理に努める。
- (7) 状況の変化に対して、臨機応変の処置をとる。
指揮命令系統遵守が原則であるが、現場の状況変化に応じて教職員の判断になる。
- (8) 教師自身の安全に留意する。

IX 心身の悩みへの対応

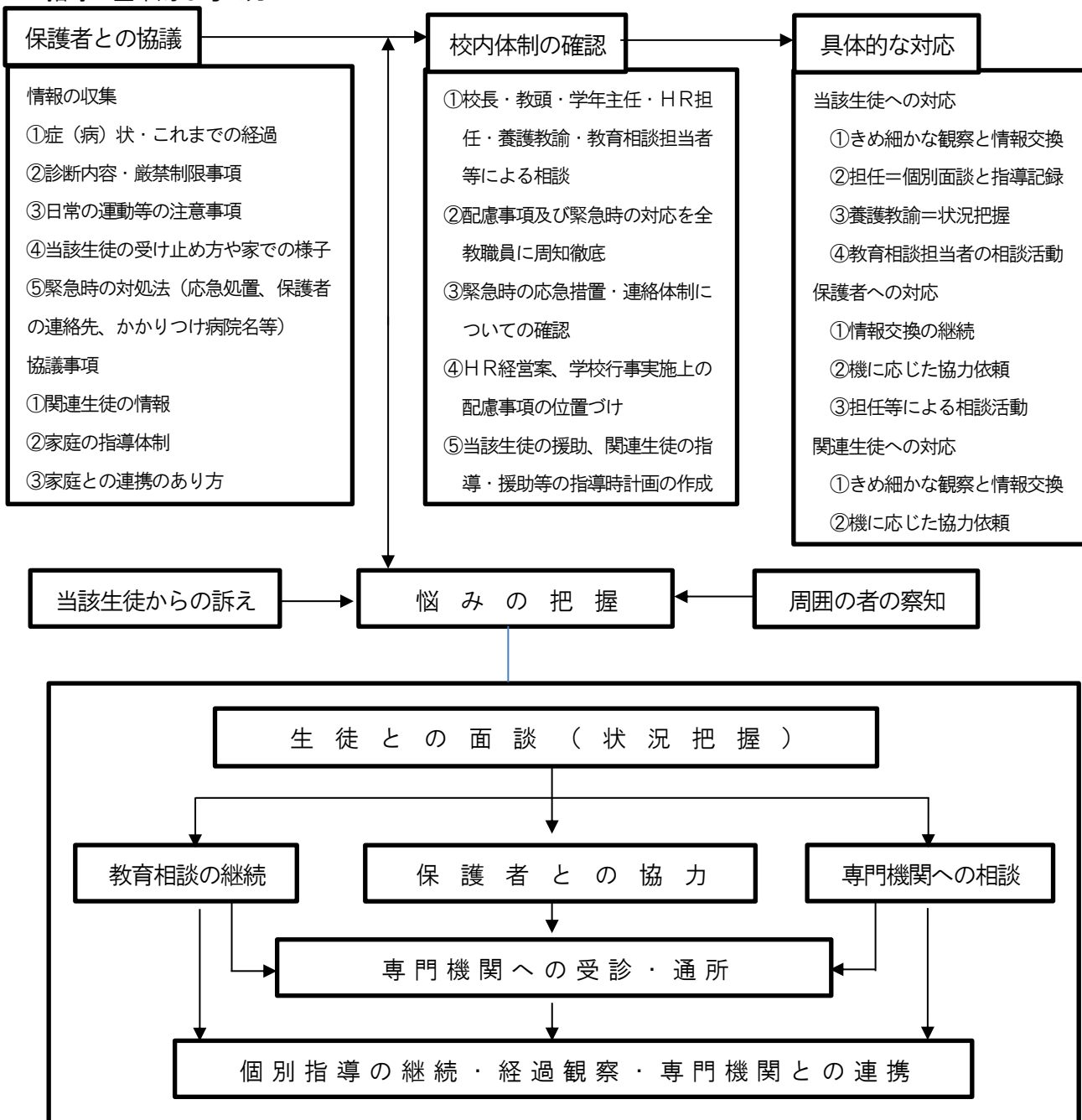
1. 心のケアの対策

事故、災害、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント等が発生した場合、当該生徒「被害・加害」及び関連「傍観者等」生徒に対しての心のケアが必要である。

2. 対象者の現象

- (1) 生徒は、その場で急激なストレスにより、一時的に会話不能・歩行困難・多弁多動などに陥りやすい。
- (2) その後、数日たってから、場合によっては数カ月後に不登校・食欲不振・過食・不眠・多動・急な興奮・器物破損・自傷行為・暴力などに及ぶことがある。

3. 指導の基本的な考え方



X いじめ等への対応

<いじめ防止基本方針>

いじめ防止対策推進法（平成25年6月21日制定 同年9月28日施行）を受け育英西中学校・高等学校（以下、本校）におけるいじめ防止基本方針を策定する。

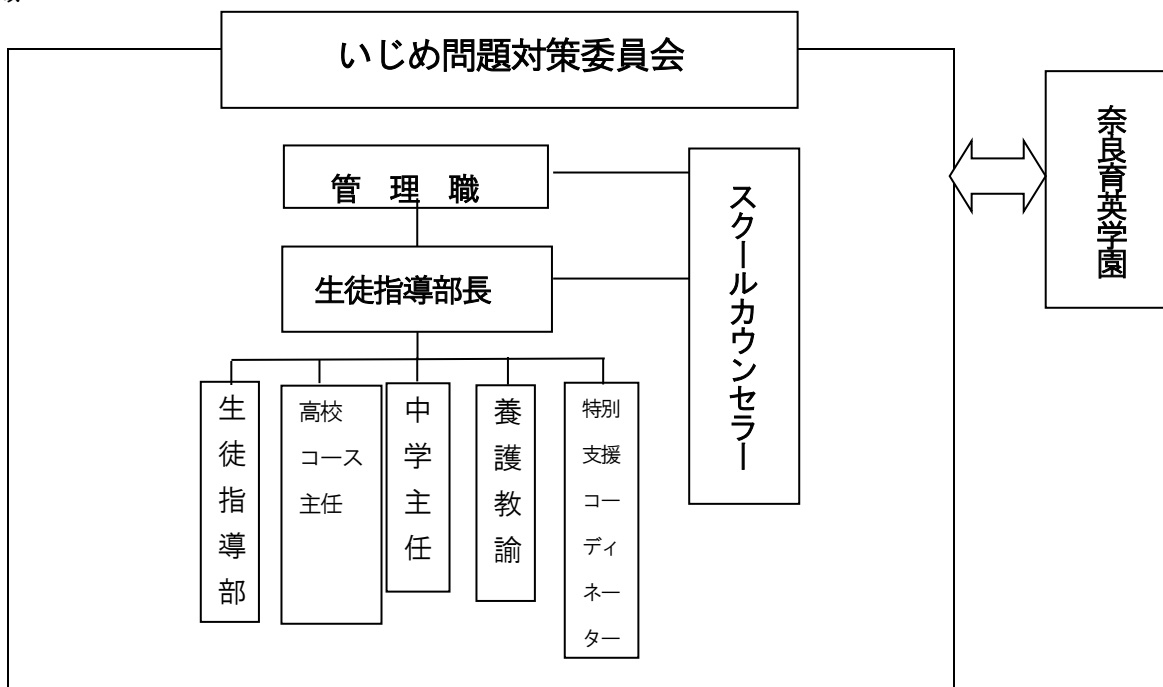
1. 本校の基本方針について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、本校では、すべての教職員が、いじめは重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、①「いじめの未然防止」②「いじめの早期発見」③「いじめの早期解決」を柱として、いじめ防止（再発防止）の対策を行う。

そして、学校教育全体を通して、生徒一人ひとりに、いじめを決して行わない、いじめを決して許さない学校づくりを目指す。

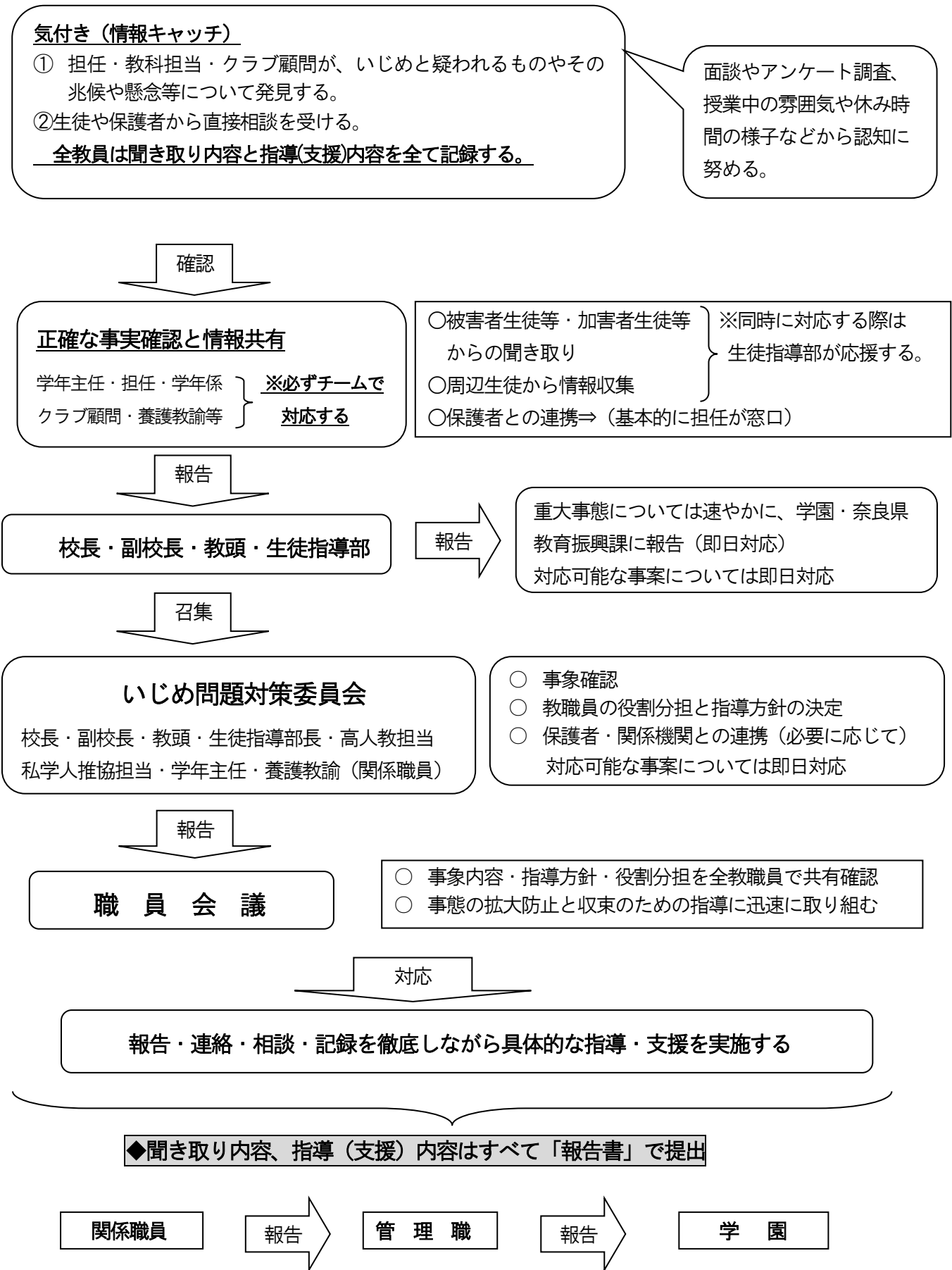
2. 組織



◆役割

- ①未然防止の推進など本校基本方針に基づく取り組みの実施・進捗状況の確認・定期的検証
- ②教職員の共通理解と資質向上
- ③生徒・保護者地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取
- ④個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ⑤いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑥発見したいじめ事案の対策の決定
- ⑦学園法人との連携

3. 行動マニュアル（組織対応の流れ）



<注意点・留意点>

① 事象発見・相談を受けた時

- ・聞き取り内容は「気づきノート」に記入
- ・学年主任・担任・クラブ顧問に速やかに報告
- ・一人で抱え込まない
- ・話を聞くときは女性を含む2人以上
- ・保護者との連携

- 保護者等への対応
- 訴えを傾聴する
- 具体的方法を示す
- 協力を依頼する
- 場合によっては、精神的発達の未成熟部分を育て直す協力を保護者に依頼（専門医療機関相談も含む）
- 傍観者への対応

② 被害生徒への対応

- ・被害状況確認
- ・プライバシー保護
- ・被害者を守る姿勢
- ・保護者への説明と保護者の考えを確認

- つらさや悔しさを十分受け止める
- 具体的な援助法を示し安心させる
- 良い点を励まし、自信を与える
- 人間関係の確立・拡大を目指す

③ 加害生徒への対応

- ・いじめは許されない行為であること
- ・相手に行った行為の重要性
- ・加害者の心理的背景
- ・保護者との連携

- 事実関係・背景・理由等を確認する
- 不満感・不安感の訴えを十分に聴く
- いじめられる者のつらさを気づかせる

④ クラス等傍観生徒への指導

- ・傍観している生徒は加害者になりうる（いじめを認めている）
- ・被害者の心理的状況（心の痛み）
- ・なぜいじめの事実が起こったか
- ・保護者への説明と保護者の考えを確認

⑤ 追跡

- ・一度の指導で改善と思えない
- ・全職員と共有を図り、指導後の状況を確認
- ・保護者との連携を継続して行う

- 専門機関との相談
- 専門機関への通院・通所

4. 年間計画 (CW：コミュニケーションワークの略)

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議 研修	学年会議 生指部会 職員研修 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員研修 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員会議 教育相談委員会	学年会議 生指部会 職員会議 教育相談委員会
未然 防止	中1CW 中学ケイイ教室 高校ケイイ教室 人権HR		生徒対象講演会 人権HR 中1CW中2CW 専門医相談	学期振り返り	人権HR 専門医相談	人権HR 中2CW 中3CW	中1CW 専門医相談	学期振り返り	中1CW 中2CW 中3CW 専門医相談	人権HR	年間振り返り
早期 発見	二者面談		アンケート調査	三者面談 アンケート調査	二者面談			三者面談 アンケート調査			三者面談 アンケート調査

XI ハラスメントへの対応

1. ハラスメントとは色々な場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり。不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。
 - (1) 相手が不快な感情を抱けばハラスメントとなる（定義）
 - (2) 「プライベートに口を出す」など職務に関係ない対応、「会議に呼ばない」などの業務を行う上で必要性のない行為はハラスメントに該当する
 - (3) 厳しい対応でも業務上の必要があり、客観的要素によって正当化できる場合は、ハラスメントにならない

2. 訴えに対する対応
 - (1) 基本的な心構え
 - ①被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つ。
 - ②事態を悪化させないために、迅速な対応を心がける。
 - ③関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、知り得た秘密を厳守する。
 - ④生徒への対応は、保護者の理解を得た上で、生徒の心身の発達段階を考慮し適切な配慮をする。
 - (2) ハラスメント防止対策委員会への教職員からの相談
委員会開催 → 事実確認（管理職）→ 解決に向けた対応と報告書を学園に提出

XII 緊急保護者会の開催

1. 開催の判断

緊急保護者会の開催については次のような点を考慮して管理職が判断する。

- (1) 事件・事故が当事者だけでなく、他の生徒及び保護者に与える影響が大きいこと。
- (2) 生徒および保護者に不安感や学校に対する不信感が高まっている、又は、高まる可能性があること。

2. 開催の目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する。

- (1) 事件・事故についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。
- (2) 学校運営の正常化を図るため対応方針を説明し、保護者や地域住民の人々の協力を求める。
- (3) 学校の対応方針等に対する保護者の希望や考えを聞く。

3. 実施上の留意点

緊急保護者会の開催においては、次のようなことに留意する。

(1) 説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や事件・事故の背景等を分し、説明内容について十分準備しておく。

(2) 個人情報への配慮

事件・事故に係わる生徒の人権やプライバシーについて最大限の配慮をする。

(3) 教職員の共通理解

保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について共通理解を図っておく。

(4) 誠意ある対応

保護者会においては、様々な意見や要望が出されることが考えられる。これらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。

(5) 学園や県の関係機関・育西会役員との連携

開催目的・内容等について、学園や教育振興課、育西会役員と事前に協議する。また、必要に応じて助言を求めたり、同席を依頼する。

XⅢ 報道関係者への対応

1. 対応の基本姿勢

(1) 情報の公開

個人情報や人権等に最大限考慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合にはその旨を説明し理解を求める。

(2) 誠意ある対応

報道を通じて事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明することができる。学校と報道機関の関係が協力的ものとなるよう誠意を持って対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

2. 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

取材要請があった場合、対応は管理職が窓口になり一本化する。誰が窓口になるかはあらかじめ協議しておく。

(2) 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材方法に関するお願いを文書等で行う。例えば「校内への立ち入りに関して」・「取材場所・時間に関して」・「生徒や教職員に対する取材に関して」等である。

(3) 社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後で連絡が必要になる場合があるので、必ず、社名・記者名及び連絡先を確認しておく。

(4) 取材意図の確認と準備

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成するなどの確かな回答ができるよう準備しておく。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分がいないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

(5) 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるような曖昧な返答はしないこと。

(6) 学園や教育振興課との連携

記者会見を開くときの留意事項等について助言を得るなど学園や教育振興課に支援を要請する。

(7) 記者会見の設定

取材要請が多い場合は、学園や教育振興課と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所・時間帯等については、学校運営が混乱しないよう考慮したうえで決定する。取材が長期化する場合には記者会見を定例化することも考えられる。

(8) 取材への対応と記録

取材には複数で対応し記録者を決めておく。また、取材内容、報道内容を随時記録し整理しておく。

XIV 学校安全計画一覧表 (生徒指導部作成)

項目		4	5	6	7・8	
各月の重点		基本生活習慣の確立 なかまづくり 生徒会、委員会活動等、自主的活動の充実	清潔感あふれる品位ある服装 あいさつ、美しい言葉遣い 西校祭体育行事の成功 全校生徒による大掃除(月1回)	基本的な生活習慣の見直し 部活動の充実	一学期の振り返り 夏休みの過ごし方 家庭学習の計画	
安全学習	社会	世界と日本を比較した地域の特徴 (自然災害と防災への努力)		日本の諸地域 (地域の自然災害に応じた防災対策)		
	理科	理科室の利用上の一般的注意 実験時の危険防止 白衣の購入		化学教室:薬品庫の使い方を正しく理解する。		
	美術	美術室の利用上の一般的注意	備品の点検整備	カッター、デザインナイフ等刃物の正しい使い方	備品の設備点検	
	保健体育	体育施設設備の扱いと理解 体育授業の受け方 体力テストの実施及び測定方法の理解	準備運動及び整理運動の基礎理解 体育行事における設備、健康管理、用具の点検 ハンドボール、サッカーにおける用具、場所の使い方やルールにおけるマナーの徹底、ゲームの安全	熱中症予防の理解 陸上競技、マット運動	姓教育の講演会の開催 熱中症対策 体育館のワックスがけ	
	家庭科	家庭科室の利用上の一般的注意	衣類製作における安全な道具		調理実習における注意	
	安全教育	学級活動	第1学年	【入学して】 バス・通学時の安全 防災体制の確立 犯罪被害の防止 春の交通安全	部活動と健康管理 自転車通学の安全な利用 バス・通学時の安全行動 雨の日の安全行動 気象警報の安全	バス・通学時の安全 夏休みの生活設計と安全 (防犯を含む) バス・通学時の安全 部活動と健康管理 落雷の危険
			第2学年	【2年生になって】 バス・通学時の安全 防災体制の確立 犯罪被害の防止 春の交通安全		バス・通学時の安全 夏休みの生活設計と安全 (防犯を含む) バス・通学時の安全 部活動と健康管理 落雷の危険
			第3学年	【3年生になって】 バス・通学時の安全 防災体制の確立 犯罪被害の防止 春の交通安全		バス・通学時の安全 夏休みの生活設計と安全 (防犯を含む) バス・通学時の安全 部活動と健康管理 落雷の危険
		生徒会活動	クラブ紹介 前期委員・委員長決定	体育行事	生徒総会	夏期講習
		主な学校行事等	始業式 入学式 定期健康診断 新入生オリエンテーション 防災訓練	体育行事 中間テスト	スクールアッセンブリー 輝く女性の講演会	期末テスト 終業式 夏期講習 学習合宿
安全管理	対人管理	学校生活の安全管理	授業時の安全確認(体育実技、理科実験、家庭科実習) 交通規制の徹底 事故調査と防止対策 防災訓練の徹底 気象警報時の安全対策 体育行事の安全対策 夕方の警備(正門～二名バス停)	梅雨期の安全管理 食中毒の防止 夕方の警備(正門～二名バス停)	夏休みの健康管理 夕方の警備(正門～二名バス停)	
	対物管理	学校環境の安全点検	学校環境安全点検整備(施設、設備、学校全般) 自家用電気工作物保安点検 自転車置き場施設 通学路安全点検 掃除用具点検	学校環境安全点検整備(施設、設備、学校全般) 自家用電気工作物保安点検 空調設備冷房切替 空調フィルター清掃	学校環境安全点検整備(施設、設備、学校全般) 自家用電気工作物保安点検 受水槽清掃点検 火器機器点検	
学校安全に関する組織活動 (研修を含む)		職員会議 生徒指導研究協議会 春の交通安全	登校時における校外巡視活動及びバス乗降指導 生徒指導研究協議会 県生徒指導研究協議会 育西会総会	下校時における校外巡視活動 (駅バス停ターミナル指導) 生徒指導研究協議会 北部AB中高連絡会 学警連絡会	校外補導 三者面談	

項目		月	9	10	11	12
各月の重点			文化祭 基本的な生活習慣の確立 生徒会・委員会活動等、自主的活動の充実	清潔感あふれる品位ある服装 あいさつ、美しい言葉遣い 全校生徒による大掃除(月1回)	清潔感あふれる品位ある服装 あいさつ、美しい言葉遣い 全校生徒による大掃除(月1回)	2学期の過ごし方 冬休みの過ごし方
安全 教育	安全 学習	社会				
		理科	理科実験を通じて様々な器具の安全な扱いを把握する	理科実験を通じて様々な器具の安全な扱いを把握する		
		美術	絵具、用具の保管、管理の指導	各自自己管理の徹底	塗装の際の一般的な注意	備品の点検整備
		保健体育	球技大会に向けて設備、安全管理、用具の点検 バレーボール、バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルール、マナーの徹底、ゲームの安全	球技大会に向けて設備、安全管理、用具の点検 バレーボール、バスケットボールにおける適切な用具、場所の使い方、ルール、マナーの徹底、ゲームの安全	ソフトボール、マット運動における適切な用具、場所の使い方、ルール、マナーの徹底、ゲームの安全実施	グラウンドのにがり散布 体育館ワックスがけ
		家庭科	器具点検・整備	調理実習における注意	食における一般的な注意、ガスコンロの使い方、整備	換気について、備品点検整備
	安全 指導	第1学年	文化祭の準備と安全 地震災害対策 秋の交通安全 バス・通学時の安全	球技大会の準備と安全 バス・通学時の安全	バス・通学時の安全 火災の予防	冬休みの生活と安全 バス・通学時の安全 降雪時の安全
		第2学年	文化祭の準備と安全 地震災害対策 秋の交通安全 バス・通学時の安全	球技大会の準備と安全 バス・通学時の安全	バス・通学時の安全 火災の予防	冬休みの生活と安全 バス・通学時の安全 降雪時の安全
		第3学年	文化祭の準備と安全 地震災害対策 秋の交通安全 バス・通学時の安全 球技大会の準備、安全	球技大会の準備と安全 バス・通学時の安全	バス・通学時の安全 火災の予防	冬休みの生活と安全 バス・通学時の安全 降雪時の安全
		生徒会活動	文化行事 オープンスクール	球技大会 後期委員・委員長の決定 オープンスクール 入試説明会①	生徒会役員選挙 入試説明会②	入試説明会③
		主な学校行事等	始業式 文化行事 球技大会	中間テスト	スクールアッセンブリー 輝く女性の講演会	期末テスト 終業式 冬期講習
安全 管理	対人 管理	学校生活の安全管理	授業時の安全管理点検 夕方の警備(正門～二名バス停)	夕方の警備(正門～二名バス停)	冬期休業前の生活指導 冬休みの健康管理 夕方の警備(正門～二名バス停)	
	対物 管理	学校環境の安全点検	学校環境安全点検整備(施設、設備、学校全般) 自家用電気工作物保安点検 監視機器点検 文化行事の安全対策	学校環境安全点検整備(施設、設備、学校全般) 自家用電気工作物保安点検 空調設備暖房切替	学校環境安全点検整備(施設、設備、学校全般) 自家用電気工作物保安点検 体育館ワックスがけ	
学校安全に関する組織活動 (研修を含む)			秋の交通安全 生徒指導研究協議会	中高生徒指導連絡協議会 生徒指導研究協議会 VIP総会	VIP乗車マナー向上運動 県内一斉下校指導 生徒指導研究協議会 県生徒指導研究協議会	三者面談

項目		1	2	3		
各月の重点		基本的な生活習慣の確立 生徒会・委員会活動等、自主的活動の充実	清潔感あふれる品位ある服装 あいさつ、美しい言葉遣い 全校生徒による大掃除(月1回)	1年間の振り返り 新たな学年に向けて		
安全 教育	安全 学習	社会				
		理科				
		美術	彫刻刀の正しい使い方	彫刻刀の正しい使い方	教室での一般的注意 器具、用具点検	
		保健体育	長距離走における健康状態の把握と 個人の体力にあったペース配分	バスケットボールにおける適切な用具、 場所の使い方、ルール、マナーの徹底、 ゲームの安全	器具用具の点検 備品の整理 体育館のワックスがけ	
		家庭科	オープン点検、包丁等殺菌庫点検	備品点検	備品点検	
	安全 指導	学級活動	第1学年	バス・通学時の安全 降雪時の安全	バス・通学時の安全 降雪時の安全	春休みの安全と安全 1年間の反省
		第2学年	バス・通学時の安全 降雪時の安全	バス・通学時の安全 降雪時の安全	春休みの安全と安全 1年間の反省	
		第3学年	バス・通学時の安全 降雪時の安全	バス・通学時の安全 降雪時の安全		
		生徒会活動	中学入試	高校入試 高3生送る会 高校卒業式		
		主な学校行事等	始業式	高校入試	期末テスト 終業式	
安全 管理	対人 管理	学校生活の安全管理	授業時の安全確認(持久走) 換気・採光設備の点検検査 夕方の警備(正門～二名バス停)	交通規則の徹底 夕方の警備 夕方の警備(正門～二名バス停)	今年度活動反省と次年度計画立案	
	対物 管理	学校環境の安全点検	学校環境安全点検整備(施設、設備、 学校全般) 自家用電気工作物保安点検 防災設備の点検整備	学校環境安全点検整備(施設、設備、 学校全般) 自家用電気工作物保安点検 火気機器点検	学校環境安全点検整備(施設、設備、 学校全般) 自家用電気工作物保安点検 教室・生徒用机・いす点検整備 体育館ワックスがけ	
学校安全に関する組織活動 (研修を含む)		生徒指導研究協議会 小中高の未来を考える集会 下校時における校外巡視活動 (ターミナル指導)		今年度活動反省と次年度計画立案 校内事故等安全の総括		

